

広島県告示第七百三十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、通所介護に係る指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤田 雄山

指定居宅サービス事業者		居宅サービス事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団 わだ内科医院	広島市中区大手町 五丁目七番一―号	わだ内科医院 デイサービス	広島市中区大手町 五丁目七番一―号	平成一九年六 月一日
社会福祉法人 健生会	福山市沼隈町能登 原明神一四三六番 一	あぶと健生苑 通所介護事業 所	福山市沼隈町能登 原明神一四三六番 一	平成一九年六 月一日
有限会社ディア コニア	福山市川口町四丁 目一八―一六	デイホームふど うの木	福山市川口町四丁 目一八―一六	平成一九年六 月一日